

# 財政援助団体等監査結果報告書

## (株式会社ベネッセスタイルケア)

### 1 監査の対象及び範囲

- (1) 株式会社ベネッセスタイルケア（以下「ベネッセスタイルケア」という。ベネッセスタイルケアの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市立田浦保育園（以下「田浦保育園」という。田浦保育園の概要等については別紙に記載）の管理に係る令和元年度における出納その他の事務（必要に応じて令和2年度分を含む。）
- (2) 田浦保育園を所管する部局（こども育成部）の指導監督に係る事務

### 2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

### 3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、公の施設の管理に係る出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているか、当該施設の所管部局の指導監督に係る事務が適正に行われているかを主眼とし、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

### 4 監査の結果

- (1) 公の施設に係る収支状況について

田浦保育園の管理に関する業務の収支実績（令和元年度）は次のとおりである。

収入合計は1億1,875万円(注)で、その内訳は指定管理料1億1,875万円となっている。支出合計は1億2,528万円であり、その内訳は人件費1億72万円、食材費451万円などとなっている。

これらにより収支差額は653万円のマイナスとなっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

- (2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

ア 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

(ア) 田浦保育園指定管理業務基本協定書（以下「基本協定書」とい

う。)によれば、指定管理者は各月の業務に係る指定管理料については、翌月15日までに請求書により市に請求するものと定められている。しかし、令和元年度の各月における指定管理料のうち5回分について、基本協定書に定める期限を過ぎて請求が行われていたもので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(イ) 基本協定書によれば、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないと定められている。しかし、市に提出された田浦保育園の事業報告書について、施設等の管理業務に係る実施状況のうち建築設備等の保守点検などについて実施されていたものの記載されていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(ウ) 基本協定書によれば、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないと定められている。しかし、指定管理料の支出に誤りはなかったものの、施設の管理に係る事業報告書の受領に当たって市によるチェックが十分に行われておらず多額の誤りのある収支計算書が添付された事業報告書を受領していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

#### イ 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

基本協定書における管理施設の休業日について、基本協定書では「月曜日」と規定しているが、保育園条例では休園日を「日曜日」と規定しており、基本協定書に誤りがあった。また、同条例では休園日として規定している「国民の祝日に関する法律に規定する休日」を基本協定書では規定していなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

#### (3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

#### 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

基本協定書では、指定管理者は田浦保育園において給食を実施するものとされており、食育の推進などを目標とした保育所保育指針（平成

29年厚生労働省告示第117号)に準拠して運営するものと定められている。

また、基本協定書において、指定管理者は月毎の管理業務の運営状況に関する報告において保育業務の内容を確認するために翌月の月間給食メニュー表と当月の給食材料購入実績表を市に提出することが義務付けられている。

しかし、給食材料購入実績表について、購入先及び購入金額の記載のみで具体的な給食材料の名称及び購入数量が記載されていない項目があった。基本協定書等においては、給食材料購入実績表の具体的な記載項目や記載方法について特段の定めはないものの、月間給食メニュー表に記載された給食の実施状況等の確認のため、市が具体的な給食材料及び購入数量を把握する必要があると考えられることから、このことに関する報告方法等について検討されたい。

(別紙)

1 田浦保育園及びその管理に係る概要

名称（所在地）	横須賀市立田浦保育園 （横須賀市長浦町1丁目1597番地）
設置目的	児童福祉法の規定に基づく保育等を行い、女性の就労要件の多様化などにより増大する保育ニーズに対応するとともに、様々な育ちに課題のある子ども・家庭について機関連携など社会資源を活用した保育及び支援を実施すること
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による保育の実施 2 法第48条の4第1項の規定による情報の提供、相談及び助言の実施 3 延長保育事業の実施 4 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 5 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	指定管理料

2 ベネッセスタイルケアの概要

名称	株式会社ベネッセスタイルケア
設立年月日	平成15年12月1日
所在地	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリスビル
代表者	代表取締役社長 滝山 真也
主な業務内容	1 有料老人ホーム事業その他介護等の高齢者向けサービス事業 2 老人福祉法による老人福祉施設を運営する事業 3 老人福祉法による老人居宅生活支援事業 4 介護保険法による居宅介護支援事業 5 介護保険法による居宅サービス事業 6 保育所・学童施設および託児所の運営等の子育て支援事業

3 田浦保育園の利用状況（令和元年度）

(1) 園児の在籍状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	9	10	12	18	20	21	90
4月	2	10	12	17	18	15	74
5月	2	10	12	18	19	15	76
6月	2	10	12	18	19	16	77
7月	4	9	12	18	19	16	78
8月	7	10	12	18	19	16	82
9月	9	10	12	17	19	16	83
10月	9	10	12	17	19	16	83
11月	9	10	12	17	19	16	83
12月	9	10	12	17	19	16	83
1月	9	10	12	17	19	16	83
2月	9	10	12	17	19	16	83
3月	9	10	12	17	19	16	83

(2) 延長保育一日利用者数・利用率（月曜日～金曜日）

	7:00～ 8:00（人）	利用率 （％）	16:00～ 18:00（人）	利用率 （％）	18:00～ 20:00（人）	利用率 （％）
4月	0	0.0	19	1.3	168	11.4
5月	0	0.0	9	0.6	204	14.1
6月	0	0.0	17	1.1	179	11.6
7月	0	0.0	13	0.8	196	11.4
8月	0	0.0	6	0.3	136	7.9
9月	0	0.0	5	0.3	193	12.2
10月	0	0.0	6	0.3	208	11.9
11月	0	0.0	10	0.6	184	11.1
12月	0	0.0	5	0.3	173	10.4
1月	0	0.0	2	0.1	196	12.4
2月	0	0.0	2	0.1	191	12.8
3月	1	0.1	0	0.0	167	9.6

4 田浦保育園の管理に関する業務の収支計算書（令和元年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
1 収入	118,755
指定管理料	118,755
2 支出	125,289
人件費	100,727
食材費	4,515
賃借料	3,845
消耗品費	3,348
水道光熱費	3,332
その他（求人費等）	9,522
収支差額	△6,534